

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

| No. | 号機等 | 不適合件名 | グレード | 備考 |
|-----|-----|---|------|----------------------------|
| 1 | 1号機 | 取替用に新規製作した原子炉停止時冷却系系統出口電動弁駆動部のトルク設定値に誤設定が認められたため、当該駆動部のトルクを再設定 | D | |
| 2 | 2号機 | 所内ボイラ室換気空調系局所空調機の点検において、ファンの吹出口金網に腐食が認められたため、当該金網を交換 | D | |
| 3 | 2号機 | 主タービン電気油圧式制御装置下部の扉固定用ナット（2個の内1個）の外れが認められたため、当該ナットを取付 | D | |
| 4 | 3号機 | 原子炉隔離時冷却系ポンプ駆動用タービンの軸受油戻り配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理 | C | |
| 5 | 3号機 | 主復水器細管洗浄装置（B）ボール循環ポンプに異音の発生が認められたため、当該ポンプを点検・修理 | D | |
| 6 | 3号機 | 超高压開閉所空気圧縮機室の西側出入口扉、並びに換気扇の保護金網に腐食が認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 7 | 4号機 | 主タービン蒸気圧力計ラック（B）用保護フェンスの金網に変形と当該金網の溶接部に外れが認められたため、当該部を修理 | D | |
| 8 | 4号機 | 原子炉建屋換気空調系外気処理装置の暖房用蒸気入口温度調整弁の前弁グランド部より蒸気のリーク及び当該弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理 | D | |
| 9 | 4号機 | 原子炉建屋換気空調系外気処理装置暖房用蒸気供給元弁（5台）のグランド部ににじみが認められたため、当該部を点検・修理 | D | |
| 10 | 4号機 | 屋外消火栓（タービン建屋南東）に腐食が認められたため、対応検討 | D | |
| 11 | 5号機 | 原子炉建屋雨水排水配管の移設作業に伴い、外壁に穴開け作業を実施したところ、壁面内の電線管及び電線を損傷したため、対応検討 | B | 10月27日再審議にてグレード変更 C → B |

| | | | | |
|----|--------|---|-----|--|
| 12 | 5号機 | タービン建屋2階換気空調系冷却装置の蒸発器配管に氷結が認められたため、当該冷却装置を点検・修理 | D | |
| 13 | 5号機 | 原子炉一次格納容器貫通計装配管温度記録計に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 14 | 6号機 | 協力企業から提出（H20.3.11）された主復水器抽気管用伸縮継手の溶接事業者検査計画書に、当社発行の指示文書（H20.4.10付け）による「先行外観検査実施理由書」が添付されていないことが確認されたため、追加図書として同理由書を提出受付 | 対象外 | |
| 15 | 集中環境施設 | 中央操作室現場監視用TVモニター画面の一部に映像不良が認められたため、当該カメラ及び伝送装置を点検・修理 | D | |
| 16 | 集中環境施設 | 廃液濃縮系再生廃液濃縮器（B）の警報付温度記録計が正常範囲で警報発生したため、当該記録計を点検・修理 | D | |
| 17 | その他 | 4月8日不適合管理委員会審議分不適合事象のホームページ掲載において、グレード標記に誤記が認められたため、対応検討 | C | |

【凡例】

| 公表区分 | 事象の概要 | 主な具体例 |
|------|---------------------------------------|--|
| 区分Ⅰ | 法律に基づく報告事象等の重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など |
| 区分Ⅱ | 運転保守管理上、重要な事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など |
| 区分Ⅲ | 運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など |
| その他 | 上記以外の不適合事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など |

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで